「菌末を添加した調製粉乳（離乳食で不足しがちな栄養を補うための調製粉乳）の審査事項」の策定に関する御意見の募集について

令和元年 11 月 27 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課

乳及び乳製品については、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）により規格基準を定めており、乳等省令第２条第 37 項に規定する調製粉乳については、乳等省令別表の二（五）（６）において、「乳（生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。）又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと」と規定されており、「乳等に使用する添加物、乳等の容器包装等に係る厚生労働大臣の承認について」（平成９年１月 29 日衛乳第 27 号、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）において、厚生労働省の承認審査に必要な申請書に添付すべき資料・文書等について示しています。

今般、平成 30 年３月 12 日の厚生労働省薬事・食品衛生審議会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会での検討や食品安全委員会での議論（「食品健康影響評価について(回答)」（令和元年 11 月 12 日府食第 472 号）等）を踏まえ作成した、菌末を添加した調製粉乳（離乳食で不足しがちな栄養を補うための調製粉乳（いわゆるフォローアップミルク））の承認審査を行うに当たって追加する審査事項の案について、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集します。

なお、本案については、提出いただいた御意見を考慮した上で決定することとしています。

記

１．御意見募集期間

令和元年 11 月 27 日（水）～令和元年 12 月 26 日（木）（必着）

２．御意見の提出方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛て

※ 意見書（別紙様式）に御記入の上、御提出ください。

（３）ＦＡＸの場合

ＦＡＸ番号：０３－３５０３－７９６４

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛て

※ 意見書（別紙様式）に御記入の上、御提出ください。

３．御意見の提出上の注意

お電話による御意見は受け付けておりません。また、御意見は日本語に限ります。

郵送又はＦＡＸで提出を行う場合には、必ず、「「菌末を添加した調製粉乳（離乳食で不足しがちな栄養を補うための調製粉乳）の審査事項」の策定に関する意見について」と明記してください。

個人の場合は住所・氏名・職業・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所その他の連絡先及び法人名、所在地、その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を非公表といたします。また、連絡先については、提出いただいた御意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、御了知願います。

別紙様式

意　見　書

平成　　年　　月　　日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課　宛て

郵便番号：〒　　－
住　　所：
氏　　名：
電話番号：
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

「菌末を添加した調製粉乳（離乳食で不足しがちな栄養を補うための調製粉乳）の審査事項（案）」

（以下に意見を記載してください。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）